

## 第34回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成24年11月22日（木）午後2時00分～3時25分
- 2 場 所 ホテル談露館 クリスタル
- 3 出席者 委員（敬称略）青木 進、秋山 泉、芦澤公子、飯島純夫、石井迪男、石川 恵、牛奥久代、大久保栄治、風間ふたば、片谷教孝、喜多川 進、塩沢久仙、島崎洋一、神宮寺 聡、高村忠久、竹越久高、角田謙朗、土橋金六、平山公明、深沢登志夫、山野井英俊、山本紘治、湯本光子、横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 次 第
  - （1）第34回山梨県環境保全審議会
    - ア 開会
    - イ 知事あいさつ
    - ウ 新任委員の紹介
    - エ 議事
  - （2）閉会
- 6 議事に付した事案の件名
  - （1）会長、副会長選出
  - （2）部会長及び部会委員の指名について
  - （3）その他
    - ・ 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）について

14:00

## 1 開 会

司

会

定刻となりましたので、ただ今から、第34回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

まず、はじめに委員の委嘱でございますが、本来でありますと一人ひとり委嘱状をお渡しすべきところではあります。お手元に配付させていただいております。

これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきたいと存じますので、御了承願います。

## 2 知事あいさつ

司

会

それでは、次第に従いまして、知事からあいさつを申し上げます。

知

事

◆知事あいさつ◆

## 3 新委員の紹介

司

会

続きまして、今期新たに委員に就任されました皆様を御紹介いたします。

お手元の名簿を御覧ください。

- 山梨県猛禽類研究会 会長  
青木 進（あおきすすむ）委員
  - 山梨県女性団体協議会 会長  
牛奥 久代（うしおくひさよ）委員
  - 山梨大学 講師  
喜多川 進（きたがわすすむ）委員
  - NPO法人スペースふう 理事長  
永井 寛子（ながいひろこ）委員
  - 山梨大学 教授  
平山 公明（ひらやまきみあき）委員
  - 公募により選任されました  
山野井 英俊（やまのいひでとし）委員
  - 同じく、公募により選任されました  
渡邊 富孝（わたなべとみたか）委員
- 以上、7名の委員が、新たに就任されました。

なお、行政分野として、従来から山梨県町村会の推薦をもって委嘱されてきたところですが、現在、内部手続き中のこととして、推薦を待って、後日、委員委嘱する予定です。

◆知事退席◆

ここで、知事におきましては、退席をさせていただきます。

**4 議 事**

14:10

司 会

次に、議事に進みたいと思います。  
まず、はじめに、本日の資料の確認をお願いします。  
事前にお送りさせていただきました資料といたしまして、本日の「次第」です。それから、「山梨県環境保全審議会・審議資料」といたしまして、こちらのホチキス止めの資料です。  
それから、資料No. 1といたしまして、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）について」ですが、修正がございまして、本日また新たにお手元の方に配らせていただきました。大変不手際がございまして、申し訳ございませんでした。  
それからこの他、本日、お手元にお配りしました資料としては、「座席表」、それから、先ほどご覧いただきました「第7期山梨県環境保全審議会委員名簿」がございまして。  
以上の資料がお手元にありますでしょうか。資料が無い方はお申し出ください。  
表紙に「山梨県環境保全審議会・審議資料」と書いてある資料は、この審議会の設置、会長・副会長の選出、部会長の指名などの根拠となる条例等を抜粋した資料と、この審議会において、委員の皆様へ審議をお願いする事項についてお示しした資料です。

司 会

次に、本日の出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。  
本日は、そのうち、25名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項によりまして、本審議会が成立していることを御報告いたします。  
また、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと思います。  
それでは、議事に入ります。

#### 4 (1) 会長、副会長の選出

司 会 まず、「会長の選出」を議題といたします。本来であれば、仮の議長を選出して議事を進めるところですが、司会の方で、議事を進行させていただいてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

司 会 それでは、「異議なし」との声をいただきましたので、本審議会の会長の選任につきましては、「山梨県附属機関の設置に関する条例第5条」に基づき、委員の互選によることとなっております。  
御提案がございましたら、お願いします。

委 員 私は、是非会長にということで推薦したい方がおりますので、御紹介申し上げます。風間委員に是非、会長になっていただきたいと思えます。風間委員におかれましては、学識経験が大変豊富でいらっしゃる上に、実際にこれまで水質保全を中心とした環境活動に積極的に取り組んで、実績を上げておられます。また、この審議会委員としても長い間おつとめされておられます。ということで、是非、風間委員に会長に御就任いただければと思ひまして、推薦をさせていただきます。よろしくお願いします。

司 会 それでは、風間ふたば委員を会長に、という御提案をいただきましたが、他に意見がございますか。

委 員 異議なし。

司 会 それでは、「異議なし」との声をいただきました。風間ふたば委員を会長に、という御提案に、御異議はございませんか。よろしければ、拍手をもって御賛同をお願いします。

委 員 (拍手)

司 会 ありがとうございます。  
それでは、たくさんの拍手をいただいたということで、風間ふたば会長に、議長席にお移りいただき、一言、御挨拶をお願いします。

会 司 会	長	◆会長あいさつ◆  ありがとうございました。本審議会の議長は、会長があたること となっておりますので、これからの議事進行は会長にお願いします。 風間会長、よろしくお願いします。
会	長	それでは、私がこれから、司会をつとめていきます。これから、議 事に従って進めていきますが、最初は、「副会長」の選出です。 これについても委員の互選となっておりますので、どなたかご提案 がありましたら、お願いいたします。 どなたかご提案がございますでしょうか。 私に一任という理解でよろしいでしょうか。
委 員	員	異議なし。
会 長	長	では、私に一任いただいたと理解して、指名させていただきます。 御多忙なところ大変恐縮ですが、審議会の委員を長く務めていらっ しやる湯本光子委員に副会長に就いていただきたいと思います。 よろしければ、拍手をもって、御賛同をお願いします。
委 員	員	(拍手)
会 長	長	それでは、私と湯本先生のコンビで進めていきたいと思いたいの で、どうぞよろしくお願いします。 ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。
<b>4 ( 2 ) 部会委員及び部会長の指名について</b>		
会 長	長	本日の次の議題は、部会長及び部会委員の指名についてです。 本審議会には、「鳥獣部会」と「温泉部会」、「廃棄物部会」が設 置されており、部会の委員及び専門委員は、条例施行規則によって会 長が指名するということになっております。
会 長	長	「鳥獣部会」と「温泉部会」、「廃棄物部会」の委員について、今 からお名前を申し上げる方々をお願いしたいと考えております。

会 長	<p>まず、鳥獣部会です。青木進委員、高村忠久委員、竹越久高委員、土橋金六委員、深沢登志夫委員、山本紘治委員、湯本光子委員、横内金弥委員、横内幸枝委員。今、お名前を読み上げた方々に鳥獣部会の委員をお願いしたいと思います。</p> <p>この9名の方々の他に、山梨県町村会の推薦のあった町村長さんを加えた、10名の方をお願いしたいと考えております。</p>
会 長	<p>次に、温泉部会の委員です。私が長いこと温泉部会に関わっていましたので、私がこの部会に加わらせていただきます。そのほかに、飯島純夫委員、石川恵委員、島崎洋一委員、角田謙朗委員、平山公明委員の5名の方をお願いしたいと思いますので、御了解願います。</p> <p>なお、「温泉部会」におきましては、温泉の掘削等の許可についての審議をしていただくことから、他の源泉への影響など事業者の意見を反映させる必要がありますので、別途、県の温泉事業者5名を「専門委員」に委嘱いたします。これらの方々を加えまして、「温泉部会」を構成したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、廃棄物部会です。お名前を読み上げます。</p> <p>芦澤公子委員、牛奥久代委員、石井迪男委員、喜多川進委員、竹越久高委員、永井寛子委員、平山公明委員。この7名の方をお願いしたいと存じますので、よろしく願います。</p> <p>なお、「廃棄物部会」におきましても、廃棄物の発生の抑制、再利用、適正処分など、廃棄物の諸問題を総合的に審議することから、別途、専門家3名を専門委員に委嘱します。これらの方々を加えて、「廃棄物部会」を構成したいと思います。</p>
会 長	<p>次に、部会長ですけれども、これも運営規程により、会長が指名することとなっております。これについては、御多忙のところ誠に恐縮なのですけれども、次の方々にお願いしたいと思います。</p> <p>「鳥獣部会」は、山本紘治委員に部会長をお願いいたします。</p> <p>「温泉部会」は、角田謙朗委員をお願いいたします。</p> <p>「廃棄物部会」は、平山公明委員をお願いいたします。</p> <p>どうぞ御了承をお願いいたします。</p> <p>これで、議事の2番目が終了しました。</p>

#### 4 (3) その他 (条例概要説明)

会長 次に、議事の3「その他」ということで、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」。これは、仮称ということですが、これについて、事務局から説明いただきます。

森林環境総務課長 ◆資料NO.1により、森林環境総務課長が説明◆

会長 この「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例について」ですけれども、最初にお話しいただいたように、ここで審議するというよりは、こういうことが進んでいるということの報告をいただいたという受け取り方で、よろしいということですね。

とはいえ、せっかくですし、ここに書いてあることは、やはり私達に身近で大事なことだと思いますので、今日の事務局の説明に対して、何か聞いておきたいことや御意見等がありましたら、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 条例制定の背景に、生活用水の半分を地下水に依存しているということと、地下水は全国1位のシェアを誇るミネラルウォーターの原水となっているとあります。これは、山梨県は全国的な水準と比べ、表流水が20数%で地下水は50数%と、地下水を多く原水として利用している。それがいわゆる山梨県の特長だと、私は理解しますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

森林環境総務課長 御指摘いただいたとおり、47都道府県ある中におきましても、山梨県は生活用水の地下水の依存度はかなり高いものと考えております。それは、ひとつの特長と考えています。

委員 次に課題なのですが、この中で私達が一番関心がおよぶことは、地下水の過剰湧出に関しての地盤沈下、特に不同沈下の表現がないのかということです。例えば国母工業団地、工業用水をたくさん揚水していますが、周辺の住宅地の地盤沈下といった問題は表へ出てこないのでしょうか。

大気水質保全課長 私どもの方で、地盤沈下については、昭和49年から甲府盆地の周辺、38地点を調査しております。基本的には、それは一級水準測量と呼んでおります。その変動状況と合わせて、地下水の水位の

<p>委員</p>	<p>変動が地盤沈下にかなり影響を及ぼすということで、地下水の水位についても、10箇所、13の観測井戸で測定してきております。</p> <p>その現状はどうかといいますと、環境省では、地盤沈下の目安として1年間に20mm、2cm地盤沈下したものは、この注意が必要だというような位置付けにしておりますが、近年、甲府盆地にはそういった状況はないということです。</p> <p>23年度は、そうはいても、東日本大震災の影響で10mm程度の変化が盆地南部においては見られたという状況ではあります。概ね安定しているという状況です。</p> <p>一方、地下水位についても、48年当時から行っている中では、横ばい、あるいは一部においては若干上昇しているという状況です。</p> <p>地下水の適正な採取に関しては、水量測定する機器を設置することになります。虚偽の数値を報告することはないと思いますが、この水量計に関しては、県が指定した、いわゆる上水でいう水道メーターの様な調整の不可能な厳格なメーターを設置するという規定を、施行細則、規則に盛り込むようなことは出来ないのですか。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>条例中では、基本的に水量を測定する機器という表現にしており、罰則規定で、定期報告に関し、以下に該当する者は10万円以下の罰金としてあります。該当するものとは、知事に地下水の採取量の報告をせず、または、虚偽の報告をした者です。行政罰でしほりをかけているということでして、虚偽の報告をすれば、必ず行政罰をもって罰せられるという秩序にしたいと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的な水量計は、県が指定したものを使うよう規定することは出来ないのでしょうか。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>水量メーターには、色々なメーカーがあるということは、御案内のとおりだと思います。各県のメーターの規定についても、種々参考にさせていただきましたが、色々な種類のものを包含するようなかたちが主で、特定の種類の方式によって測定するというしほりをかけているところはありませんでした。色々な測定の方法があると思いますが、罰則でしほれると判断したということです。</p>
<p>委員</p>	<p>揚水量の報告というのは、我々が注視しなければいけない項目だと思います。設置者が、ある程度、ごまかした形のものをメーター</p>



	<p>業者と相談しながら付けて、過少申告するというようなことが考えられないこともないので、メーターというものは、県が決めたものを使いなさい、という規定があってもいいのかなと思うのですが。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>今申し上げたとおり、今後、指導していく中におきましては、業界の標準的なものがあるようであれば、そちらのほうを推奨していくというよう考えていきたいと思いますが、ここで一定の様式に絞り込むということは、技術的には意味のないことだと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>次に、水源地域における適正な土地利用の確保についてですが、この項目は、私の理解力が乏しいのかもしれませんが、ちょっとザルに水的な表現のような気がします。ざっくりばらんに言えば、なんびとたりとも知事が指定した水源地域においては、水を業とするものは認めないという解釈でいいのでしょうか。それとも、そうじゃないよと、もう少し柔らかい表現の中で、場合によっては地元の市町村とも相談のうえで、水に関する業もあり得るという表現になるのでしょうか。このところの表現は、もう少し厳しくしないと、水源の確保、地下水の保全ができない。特にこの水源地域に関しては、森林の水源涵養という機能を果たしていますので、もう少し厳格な表現にすべきだと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>今「水を業とする」というような踏み込んだ御意見もありましたが、これはあくまで土地利用に着目したものです。森林が水源涵養、水循環に資するという大目的がありますから、この大目的に向かって水源涵養機能の維持増進を図るという観点からの規定になっております。ですので、特定の業種といったしぼりは不要というように考えています。法文的に分かりにくいという御意見には大変恐縮ですが、これで正確を期すような表現としており、種々各県の規定等を参考にしながら、規定させていただいているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的に例えば、近くの国が多大な資本をもって地元の名前を借りて、地主さんと相談して土地の売買の契約をして、実質的には、近くの国の人水が水のビジネスをする。こういう可能性に対して、条例として網をかぶせるぐらいの気持ちでないと。また、森林が荒廃、乱開発されて水源涵養の機能が失われていく状況について、もう少し、具体的に厳しくうたっていくべきではないでしょうか。そうはいつでも、土地の売買は自由ですから、この辺のニュアンスは、</p>

<p>森林環境総務課長</p>	<p>審議会の中には弁護士の先生もいらっしゃるようですが、非常に微妙な表現になると思います。ある程度、水・水源というサンクチュアリをどういうふうに確保していくかということに対して、この条例をもう少し厳しくする必要があると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>取引が自由というところに触れていただいたわけですが、財産権の侵害にならないようにというのは大前提としてあります。取引は完全に相対の中で行われていますが、森林経営は現在不振といえますか、うまくいかない部分があるため、公益的機能に考慮することなく土地取引がされてしまって、目的が不明な土地利用といったものに森林が転用されてしまう危険性がある。そういったことを危惧して、今回、事前に、相対取引の30日前までに届けていただいて、行政指導の機会を確保させていただく、という手段を設けているところです。これは、北海道、埼玉、群馬といった既に施行しているところを参考にしており、有効な手法であると考えています。この他にも、森林法による事後届けもありますし、林地開発許可制度といった手法もあります。そういったものを組み合わせる中で、森林の公益的機能の維持増進を図っていくという考え方でございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>よろしいですか。手短に、といっても、大変失礼ですけれども、他の方々の御意見があるかもしれません。他に、ご質問あるいは御意見はありますか。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>資料中にある地下水の推計賦存量の推移のグラフですが、これはどのような基準に基づいて作られたのでしょうか。降水量が減ったのか、それとも、水需要が高まってきたから、このように減ってきているのではないかという考え方に基づいて作られたのか。北杜市白州のほうで大企業がどんどんミネラルウォーターを汲み出して売っている。井戸はだんだん枯れてきて、何本も掘っているという話も聞いたことがあるものですから、そのような地下水の需要増に応じて、このようなグラフが作られたのか、説明いただけませんか。</p> <p>過去の文献資料のデータ、去年、今年の河川流量や地下水位のデータをコンピュータのシュミレーションソフトに入れて、推計しているものです。基本的な要因としては、降水量の減少によるものと考えています。ミネラルウォーターの利用という話ですが、そういった分は全体の量からすれば微々たるものと考えています。</p>

委員	<p>このように賦存量が減ってくると、いつの時点で危険な状態になりますよ、もしくは、地下水が枯渇しますよ、というような予測は可能でしょうか。</p>
森林環境総務課長	<p>統計といいますか、この40年ほどのスパンの中での傾向ということであって、これが、未来永劫、絶対的にこういうことになるというようなことは、分からないところもございます。基本的には、こういう傾向で今は推移しているところにリスクがある、ということに着眼して、条例を提案しているわけでございます。2010年で33億トンと推計しているので、単純に考えれば、0になったところが枯渇するところとなります。今の時点では、長期的に減少傾向であるということです。いつの時点で枯渇するというものではないということで、御理解いただければと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。今のご質問のようにミネラルウォーターといったところが目に付くわけですが、資料を見ると工業用水の取水量が非常に大きいわけですね。ミネラルウォーターの量がこちらに書いてあれば良かったのですが。工業用水の使用量を見ていくと、一時期、1987年や1990年代にピークがあったとすれば、現在はそれが少なくなっているというのが今の状況ということですね。一方で、降水量が、ドラスティックでないけれど長期的に見ると少しずつ減少しています。多分これは、使用水量については考えないモデルと考えますが、降水量の減少がきいて賦存量と考えられるものが少しずつ減ってくるように見えていますが、これはあくまでも、モデル計算なので、本当かどうかは誰も分からないことです。ただ、この条例の趣旨としては、これまでどこで誰がどれくらい使っているのかという把握がされていなかったことに対して、今回、これで特に大口のところについては、どのくらいの地下水を使用しているのかを報告しなさい、ということにして、県が使用実態を把握しようとし始めたということ。それから、もう一つは、上流域にある山地についても、今まで取り組みがなかったところを、水源域の土地利用を変えようとする人については、とにかく報告をしてください、というふうに変えていくということ。そういうことであれば、今までに比べれば、大きな前進ということになるかとも思います。</p> <p>ただ、私がちょっと気になりますのは、届け出てもらうのは良いのですが、自然のほうが多分どうなふうに変化しているのかということについては、先ほど課長からもお話しがあったようなモニタリン</p>

<p>委員</p>	<p>グ等をきちんと継続してほしいということです。自分達の地下水がどんなふう動いているか、ということについては、必要であれば調査井戸の数を増やすなりして、きちんとモニタリングすることは必要だと思います。</p> <p>他に、どなたか。</p> <p>この条例は、早い話、地下水をやたらと掘って勝手に使うんじゃないぞ、ということをお話しているのだと思います。そういったこともさることながら、実は、8月に北海道の利尻、礼文島に行きまして、礼文島の一番北の端の岬の売店で水を求めたら、山梨県白州の台ヶ原の水というものを売っているのに驚いた経験があります。わざわざ山梨県の台ヶ原の白州の水を北海道の一番北の端まで水を持って行って売らんかとする、この体制というか、この感覚というものを、私としてはもう少し考えなくてはいけないと考えます。そう思ったときに、こういう条例を作るにあたっては、そういった分野へも何か配慮してもらいたいな、考えて欲しいな、と感じます。そういった意見ですけれども。</p>
<p>会長</p>	<p>御意見として伺いしたいと思います。他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>水源地域を指定するという話がありますが、どういう場合に指定するのかについて、例、イメージはあるのでしょうか。こういうときに、こういうことが起こると、水源地域を指定する、とか。例えば、山梨県全体を水源地域に指定するというのも考えられますが、多分そういうことではないと思うので、何か、こんな場合というようなイメージがありましたら、教えていただきたいのですが。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>今、条例をこれから提案するというところでございまして、具体的にこうというものをお出しすることはできませんが、北海道では、水源地の保全のために、広域的にエリアを指定している例がございます。また、埼玉と群馬などはかなり広域に、いわゆる山林という部分を広範囲に指定しております。そういったものが参考になるものと考えています。したがって小さいエリアを考えているという意味ではありません。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。よろしいでしょうか。他にどなたか。</p>

委員	2点ほど教えていただきたいのですが、工業用水の取水量が1980年頃に急増して、また、急減をしているというような動きになっているのですが、これは何か影響があつてこのような動きになったのでしょうか。
森林環境総務課長	細かいところのデータを持ち合わせておらず大変恐縮ですが、経済情勢等々の影響があつたことと思います。
委員	分かりました。ありがとうございます。それと、もう1点です。この地下水の利用を考えますと、基本的に生活用水と工業用水、それと山梨県の場合は農業用の利用があるとは思いますが、農業用の利用はおそらく相当微々たるもので、あと大きいのはミネラルウォーターの用水ということがあるかと思いますが、このミネラルウォーターの用水量というものは、把握をされているのでしょうか。
会長	どなたか事務局のほうで、今すぐに資料が出ますでしょうか。私の理解では、それほど多くなかつたと思います。地下水というのは、温泉もそうですし、それから、上水道のほうで、ここに書いてありますように、地下水を水源としていますので、そちらでも結構使っています。ミネラルウォーターは目立つのですけれども、そんなに大きな、びっくりする程のことではない。具体的な数字が出てこなくて申し訳ないのですけれども、10%はいついなかつたと思いますけれど、どうでしょうか。
森林環境総務課長	パーセントということですのですぐに数字が出ないのですが、2011年にミネラルウォーターの協会が調べた、山梨県での生産量は、約87万5千m <sup>3</sup> でした。
会長	単位は何ですか。
森林環境総務課長	m <sup>3</sup> です。
会長	／年ですか。
森林環境総務課長	／年です。ですから、賦存量は億という単位ですので、コンマ何%という世界ということで御理解いただきたいと思います。

会 長	それで、工業用水のほうが、ここで見ても15万トン/日ですから、一日あたり工業用水は15万トン使っているのに、今の話ですと年間で87万トンですね。
委 員	ありがとうございます。そうしますと、地下水の賦存量が今現在33億m <sup>3</sup> であるということですので、どれくらい減っているのかということが、分かるということですかね。
会 長	盆地が大きな瓶（かめ）だと考えれば、ということですよ。もちろん、それぞれの地下水脈によっては、バラツキがあるとは思いますがけれども、どんぶりと考えれば、今のところはそれほど大きな問題はないと、考えて良いと思います。ただし、注視はしていかなければいけないから、こういう条例を作って、皆でウォッチしていきましょう、と。こういう理解でよろしいですか。
森林環境総務課長	はい。
会 長	他にいかがでしょうか。
委 員	私は神奈川県民でございまして、道志村を水源とする水道で生活している立場です。山梨県が、水源保全の条例をつくられることは、大変ありがたいと感じる立場におりますけれども、今回の条例制定におきまして、下流域の東京、神奈川、静岡とのやりとりがあったのかどうか。あったとすれば、どういうやり取りを経て、こういう条例案が出来たのか、教えていただきたいと思います。
森林環境総務課長	山梨県は、上流県ということで、東京都、神奈川県、静岡県と上流下流のやりとりはしているところです。しかし、この条例に関しまして、あるいは地下水の保全ということに関しましては、流域単位で考えるということもあり、それ以上の県域を越えた広域的な水循環というところまでは特に検討していません。特に、山梨の場合は、富士川はひとつの流域でございまして、桂川も相模湖に至るまでひとつのエリア、多摩川もひとつのエリア、という流域で捉えてまいりましたので、隣県とのやりとりは特にございませんでした。
会 長	では、他に。

委員	<p>私は、この条例は大変良いことだと、賛成するわけでございます。この条例とともに県全体、事業者も、我々一般市民も水の大切さを皆で認識して、節水だけでなく、例えば、雨水をもっと利用したり、水を循環的に利用するというような、大きな運動にしていく。エネルギーの地産地消という話が知事から出ましたが、エネルギーと同様に、大切な水を保全していくという運動にしていくべきだと思います。私は企業の出身者ですが、私どもの企業がこの山梨県に来るときに、山梨県は非常に水資源や地下水が豊富で、それが企業進出のひとつの理由になった部分があります。他の企業でも、山梨県は水が非常に豊富なので、進出するにはいい場所だ、という認識に立っているところもかなりあるかと思います。そして、工業用水の80%は地下水ですので、工業用に使いたいという必要があるところには、水をしっかり供給していくという姿勢も必要ではないかと思えます。やはり、県の経済の活性化という面で役に立つわけでして、この水資源は非常に大事なものですので、できるだけ水を大切に使うという活動とともに、必要などころには十分に供給できるような、そういう仕組みをこの条例とともに作っていく必要があるかと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他には、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今の話では、利用ということが中心ですが、例えば、水源涵養林との関連も入れられないのでしょうか。このまま利用だけしているとなくなってしまう、ということを一一般の人は思っているけれども、森林を大事にすることで、それも緩和されるよ、と。そういった涵養林との関係も、どこかで触れられないものかな、と。そのような関連については、事務局のほうでは考えておられますか。</p>
森林環境総務課長	<p>今まさに涵養という言葉が出たところですが、本条例においては、「地下水の適正な採取」というのを掲げております。これは、水をとっているところへのアプローチであります。地下水の涵養の努力義務という項目があります。井戸を設置する者に対し、地下水の涵養という努力義務を課すわけです。さらに揚水機、つまりポンプの吐出口の断面積が50cm<sup>2</sup>を超える、直径でいいますと8cmを超えるような事業用の大きなポンプを設置する場合には、一定の涵養計画を作ってくださいということを考えております。地下水につきましてはいろいろな手法がありますが、間接的な</p>

<p>委員</p>	<p>涵養とすれば、敷地内で緑化するというものもあれば、雨水浸透という設備を設けるという方法もあります。一方では、敷地の外での森林の整備という、まさにおっしゃっていることもあるわけです。今、盛んに企業の森といったかたちで、森林整備のほうに御努力いただいているところがございますが、そういったことで一定の涵養の効果があると、考えております。この地下水の涵養計画を作成していただく際には、そういった指導を行って、森林整備といった方法を選択していただける場合には、いろいろ紹介もしたいと考えています。</p> <p>水は黙っても、そのままであれば、井戸や、あるいは川となって流れてくるわけですがけれども、そのもとになるのが保安林というものです。日本の自然を守るための、森林法という法律がございまして、その中に保安林という制度があるわけがございます。その保安林を守っているのが、そちらにおられます恩賜林保護組合とそれから民間の山林を所有している人達が集まって作っている森林組合で、山梨県には、11の森林組合が各地方にあり、それを統一しているのが、私ども山梨県森林組合連合会です。毎日、その森林組合の作業班の人達が、山梨県のいずれかの保安林というようなところで働いているわけです。保安林には、種類がいくつもありまして、法律の中で、17の保安林があり、水に関する保安林は、水源を守る保安林というものです。水が集まるようなところは、林があつて、山が崩れたりしないように、ちゃんとしていこうという。そして、きれいな水が地下水になるか、あるいは川になるか、いろんなところに使われるようにしようということをやっているわけです。資料をいただいたときに、県もいよいよ本腰を入れて、水のことを考えてきたなということを感じ、結構なことだと思いました。10年以上も前になりますが、私が北海道に視察に行きましたら、ニセコでは、中国の人達が山を買っているという話を聞きまして、なぜなのか、その後の世間話の中で聞いてみると、水を求めているんだ、と。中国では水はそのまま飲めるようなものではありませんから、中国に持って行って売るといような冗談めいた話を聞いたことがあります。そんなことからして、やはり、それぞれの県なり、国なりが、水源に関する制度をきちんと設けてくれればよいなと思っていました。昔の法律を引きますと、財産というものは、父親が亡くなると、手続きをしないでも長男がそのあとを継ぐということになっていましたが、現在は、非常にそこが難しくなっていて、長男でも山はい</p>
-----------	---



	<p>らないと、金にもならないものをもらって税金だけ払ってもかなわない、という話があり、だんだん難しい時代になってきたな、と思います。しかし、毎日の生活で水や空気だけは、無いとなつては、容易なことではございませんので、ある程度厳しく決めてやっていただかないと。降水量が減って地下水が少なくなってくるなどということになると、私どもの生活そのものに影響します。どちらかというと、日本人は、水はタダのものだから、水のありがたさをあまり感じたことがありませんでしたが、こういうものを見ていくと、水というものは大事なものだ、とつくづく思います。だから、林を守る。そういう意味合いのものがあって初めて良くなっていくというように思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。皆さんに非常に関心の高い地下水なのだ、ということをいろんな方からお話しを伺って、私もまた改めて感じているところです。最初に話がありましたように、これは、この会で審議しても何かが変わるということではない段階にあります。これについて、パブリックコメントを募集していた時期がありました。今は終了しています。しかしまだ、案の段階ですので、もし今日の皆さんのお話の中で参考として付け加えられることがあるのであれば、そうしていただきたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>基本理念のところの、地下水が循環するという箇所ですが、これを見ますと、このままだと水を持ち出せない、あるいは将来水を持ち出すことが出来ないということになりますので、気に掛かります。</p>
<p>会 長</p>	<p>どこの文章ですか。基本理念のところですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>最初の文章です。3つありますが、地下水の保全は地下水が水循環の一部をなすものであり、という部分です。循環するのであれば、ここから持ち出すことは、如何様かと思うのですが。私は、持ち出すことに完全反対というわけではありませんが、この文章にちょっと疑問があります。</p>
<p>会 長</p>	<p>この水循環というのは、広い意味での水循環のことで、この盆地内のみでの水循環ではない、と私は思ったのですが。この記述がまづいとすれば、どの様に修正すればよろしいでしょうか。</p>

委員	そこに「かつ」とありますので、前の文を繋げてこの地域に役に立つようにするという事だと思いますので、その辺のところを切り離すのであれば、切り離さないと、まずいかなと。水の循環というのは、集水域の中での循環ですから、広い意味といっても、ある程度規定するか、一般論でこういうことだと、というように直したほうが良いと思います。
会長	それは、この文章の書き方が誤解のないようにしてください、という理解でよろしいでしょうか。今、おっしゃったのは、流域で閉じているので、その中での水循環ということよろしいですか。流域で考えるのか、もう少し広く考えるのか、という判断の違いかと思いますが、そういうふう考えるということが、この文章のなかできちんと理解できるかということです。先生は、そのことをご心配されていますけれども、事務局で、もう1回考えていただいて、誤解のないということであれば、それは構わないと考えます。 色々な御意見をありがとうございました。先ほども言いましたように、皆に関心のあることなので、色々な方からの御意見があります。これは条例ですから、こういうふうに決まりを作ると、そのあとは粛々と守っていくことを皆さんにお願いすることになるわけです。今日の議論で出たように、せっかくこの条例を作ったのであれば、それを広く一般の方々に分かってもらえるような、何か運動のようなものに繋がれたらいいという御意見もありましたので、いろいろと行政のほうでも企画等を考えていただきたいと思います。
委員	提案する時間はありますか。
会長	はい。提案というか、どういうことでしょうか。
委員	私は、この条例を見て、地下水涵養の視点から現状の商業活動というものを、どう規制していくか、ということを考えてのですが、現在の井戸保有者に対して、井戸保有税というものを設けたらいいと思うのです。
会長	はい。では、それは提案ということで伺いたいと思います。
委員	今後はそういう地方税を設けて森林の水源涵養事業をさせる。地下水をこれだけ使っているのは、全国的にも山梨県だけです。

会 長	そのようなこともないと思いますが。
委 員	<p>それが、ひとつの特性であって。そういう井戸をもっている人が、特別な便益、利益を受けるのは、おかしいでしょう。北海道なんかに行って売る必要はないと思うのです。</p> <p>受益者に対しては、受益者負担というもの、保有税を設けて、その税収を森林の涵養機能にあてる。それこそ本当に地下水における涵養、水循環のシステムの確立なのです。</p>
会 長	はい、おっしゃることは分かります。
委 員	受益者負担をしてもらわないと。こんな経済の形で、不公平な形で、地下水を勝手に、工業用水やミネラルウォーター用水に使うというのはとんでもない話です。水は共有の財産なのです。
会 長	ええ。そうですね。
委 員	提案して、次の審議会にかけてください。
会 長	<p>私の方では、審議会にかけろとか、かけるな、ということはいえませんが。本日のところは、そういう提案があったということをお伺いしておく、ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>地下水については、どんどん企業が使って少なくなってしまうから、誰かが不便をしてしまう、というイメージがあります。ミネラルウォーターを、ただ掘って、ペットボトルに詰めて、それで儲かっているところを見ると、複雑な心境になるということは、とてもよく分かるのです。けれども一方で、水資源というものが、山梨県の資源でもあるとすると、それは、今日話が出たように、経済の面でのメリットもあるわけですから、単に「売るな」とか「使うな」といって、ある資源を有効活用しないというのはまたおかしいのではないかという意見があるということも御理解いただきたい。私が地下水について重要だと思うことは、ちゃんとウォッチしていくこと。そして、涵養などのメカニズムについてもきちんと把握しておくこと。何かおかしいことがあったら、そこですぐに見解が出るような仕組みが出来ていれば、皆さんそれなりに安心できると思うのです。そういう意味では、山梨県のこの取り組みにも、ちょっと不安を感じているところはあります。大事な環境の資源だと</p>

<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>いのであれば、それをしっかりと、皆が見張っていくことが出来るような仕組みづくりについても、今後考えていただければいいと思います。その辺がないと、感情論だけになって、誰かが使っているからこんなに少なくなってきた、という話になってしまうかもしれない。県としても自分たちのやっていることに対して、きちんとした理論武装が出来るような仕組みをとっておくことが大事なのではないかと思いました。</p> <p>ということで、長くなって申し訳ありませんでしたけれども、本当に貴重な意見、皆様方の地下水に対するお気持ちというものをたくさん伺うことができました。どうも、ありがとうございました。この件は以上と致しまして、終了させていただきます。</p> <p>それでは、その他に本日の審議事項以外で何かございましたら、発言をお願いしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、議事について、以上で終了させていただきます。御協力、本当にどうもありがとうございました。</p>
<p><b>5 閉会</b></p>	
<p>15 : 25</p> <p>司 会</p>	<p>長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。以上で、本日予定いたしました議事は、全て終了いたしました。これをもちまして「第34回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p>